

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	上限2万円規制に係る規律の見直し		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 料金サービス課	電話番号: 03-5253-5845	e-mail: tariff-policy.mobile@soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年9月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 通信料金と端末代金の完全分離は、通信料金収入を原資とする過度の端末値引き等の誘引に頼った競争慣行を2年を目的に根絶し、通信市場・端末市場の双方の市場における競争をより働かせることを目指して導入されたものである。 通信料金と端末代金の完全分離に係る方策の一つとして導入された上限2万円規制(通信サービスと端末のセット販売を行う際の利益の提供額を2万円(税抜)と定めた規制)については、その導入後の一定期間は、規制の導入効果が現れていた。しかし、スイッチングコストが低減し、事業者乗換えの容易さが増す中で、端末の購入等をするのみを条件とすることで上限2万円規制の対象外となる端末値引き(以下「白ロム割」という。)が始まったことで再び「1円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになった。 その結果、端末の単体での販売を拒否することで実質的に2万円を超える利益の提供を行うといった違法行為が発生するとともに、いわゆる「転売ヤー」が跋扈する等の不健全な事象も発生している。このため、見直しを実施しない場合には、料金・サービス本位の競争が十分に進展しない可能性がある。 以上のような状況をベースラインとする</p> <p>※ 通信市場は大手携帯電話事業者(MNO)3社の寡占的な市場となっている(MNOから設備を借りて携帯電話サービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは、14.3%(令和5年3月末時点))。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 上記のとおり、通信サービスと端末のセット販売に係る「白ロム割」に規制がない状況が課題発生の原因である。</p> <p>【規制の内容】 通信サービスと端末のセット販売に係る「白ロム割」を利益の提供の上限額の範囲に含める。その上限額については、平均的な利用者1人の通信料収入から得られることが期待される利益を最新のデータ(ARPUの3年平均、営業利益率の3年平均、端末の3年平均使用年数)から算出して得られた数値に基づき、原則4万円とする。ただし、対照価格(割引の基点となる価格)が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円を上限額とする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	携帯電話事業者は、今回の見直しに沿ったサービス設計をすることが求められるが、既存のサービス設計の枠組みの中で対応することが可能であると推測され、見直し後の規律に係る追加的な遵守費用は発生しないと想定される。	
	(行政費用)	総務省は、携帯電話事業者による新たな規律違反を是正する必要があるが、現在も携帯電話事業者において不適切な行為があった場合は指導等を行っており、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないと考える。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	-	
	(副次的・波及的な影響)	一定の範囲の電気通信事業者等に対して電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供を禁止することを通じて事業者間競争が促進される結果、料金・サービス本位の競争が進展し、利用者が低廉で優れたサービス享受することが可能となるという影響が生じることが期待される。	
費用と効果(便益)の関係	-		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 「競争ルールの検証に関する報告書2023」(令和5年9月 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG)(※)において、現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含まれない通信サービスと端末のセット販売に際して行われる「白ロム割」については、上限額の範囲に含めることが必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の見直しを行うものである。</p> <p>※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集(令和5年6月23日から同年7月24日まで)を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。上記報告書や意見募集の結果については、以下URLを参照。 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000887.html</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 この見直しから少なくとも3年を経過するまでの間に、その施行状況について検討を開始することを踏まえ、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 電気通信事業者間の適正な競争環境が実現しているかどうか評価するために、規制の対象となる電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金その他の提供条件・当該電気通信事業者の利用者数のシェア等の状況を確認する。</p>		
備考			